

令和2年8月

令和3年度
税制改正等に関する要望書

酒類業中央団体連絡協議会

幹事：全国小売酒販組合中央会

日本酒造組合中央会

日本蒸留酒酒造組合

ビール酒造組合

日本洋酒酒造組合

全国卸売酒販組合中央会

日本ワイナリー協会

日本洋酒輸入協会

全国地ビール醸造者協議会

令和3年度 税制改正等に関する要望項目

○ 制度改正の要望

- 第1 酒税の減税要望について** 1 ページ
今日の酒類業界の厳しい現状を勘案し、酒税の大幅な減税をしてもらいたい。
特に現下の新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、すべての品目にかかる酒税を一律に軽減してもらいたい。
- 第2 租税特別措置法等に規定する酒類に関する事項の恒久化等について** 2 ページ
酒類が担税物資として高額な税負担を長年担ってきた歴史的な背景や最近の酒類業者の経営実態を考慮し、租税特別措置法に規定する酒税の税率の特例を恒久的な規定としてもらいたい。
- 第3 独立行政法人酒類総合研究所の機能の維持・強化について** 3 ページ
平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で新たに日本産酒類の輸出促進にも取り組むこととされ、現在、産学官連携の取組みを強化し、着実に成果をあげている。平成28年度から新たな中期目標期間に入り、酒類に関するナショナルセンターとしての取組みを強化することとされているが、引き続き、その機能が維持・強化される方向で検討願いたい。
- 第4 制度の簡素合理化等について** 4 ページ
酒税制度にある多くの申告・届出・承認・許可等の義務規定の中に、流通の合理化や事務処理の迅速化の支障となっているものがあるので、これらの簡素合理化を図ってもらいたい。また、酒税のe-Tax 申告書についても利便性向上のための改善を図っていただきたい。
特に、各酒類団体が共通して重要と認識する事項について、意見をとりまとめ別途提出するので、是非とも実現をお願いしたい。
- 第5 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について** 5 ページ
酒類の販売代金が回収不能になったときの酒税を酒類業者に新たな負担を強いることのない形で還付する制度を創設してもらいたい。
- 第6 酒類業の健全な発達のための措置について** 6 ページ
酒税法、酒類業組合法の二法からなっている法体系については、現行の免許制度や国民の健康面等を踏まえつつ、今後の酒類業の健全な発達に資するべく、酒類事業法(仮称)の制定を検討してもらいたい。

○ 執行面での要望

第1 公正な取引市場の確保について

7ページ

平成28年改正された酒税法及び酒類業組合法に基づき「酒類の公正な取引の基準」が平成29年6月1日施行され、各酒類業団体においては同基準のみならず「指針」等を遵守し、酒類の公正な取引の確保に向けて指導・啓発に積極的に取り組んで参りましたが、当局におかれても酒類業界の実態を踏まえながら、取引の一層の透明性、合理性を維持し、公正な市場を確保するため、適切な指導・調査の実施をお願いしたい。

第2 時代の要請を踏まえた酒類販売業免許制度の構築と運用について

8ページ

酒類販売業免許制度は、酒税の保全の観点からはもとより、酒類の社会的管理の面からも必要不可欠の制度であり、国際的整合性のある制度構築と、適切な運用を図ってほしい。

○ 制度改正の要望

第1 酒税の減税要望について

酒類には、過去の度重なる増税により極めて高額な酒税が課せられています。

また、令和元年10月には消費税率が現行の8%から10%へ引き上げられました。消費税の併課は国際的に共通する原則であるとしても、個別間接税が課されていない他の物品・サービスに比べて、酒類は突出した税負担となっています。

今日の酒類業界の現状は、未だに厳しい経済社会情勢の中、規制緩和の進展等による激しい販売競争、価格競争に加えて、原料・エネルギー価格の高騰などのため、酒類業者は非常に厳しい経営状況にあります。

更に、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染拡大が社会に深刻な影響を及ぼしており、経済情勢は一層厳しさを増し、料理飲食業者を含め酒類業者の経営も危機的な状況に直面しています。

このような状況を総合的に勘案いただき、酒類の消費需要を喚起し、酒類業者の健全な経営のため、ひいては酒税収入を安定的に確保するため、酒税の大幅な減税を行っていただきますよう強く要望いたします。

特に現下の新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、酒類の製造業者、販売業者、料理飲食店など酒類にかかわる事業者及び消費者の救済のため、すべての品目にかかる酒税を一律に軽減してもらいたい。

第2 租税特別措置法等に規定する酒類に関する事項の恒久化等について

現在、租税特別措置法には、次の酒類に関する事項が規定されています。

- ① 第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例
- ② 第87条の2 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例
- ③ 第87条の3 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
- ④ 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例
- ⑤ 第87条の5 外航船等に積み込む酒類の免税

酒税法においては、酒税の課税を原料、製造方法、アルコール分等により、酒類を細かく分類・区分するとともに消費の態様を踏まえ、その分類・区分の担税力に応じた税負担を定めています。更に、それを補完するため租税特別措置法においては、中小零細酒類業者の存続や最近の酒類消費の実態等から、特に必要な税負担調整を定めています。

租税特別措置法の諸規定は、中小零細酒類事業者の存続や最近の酒類消費の実態等から、特に必要な税負担調整が定められたものであり、多数の中小零細企業からなる酒類業界の存続のためには必要欠くべからざるものであります。高額な税負担を長年担ってきた歴史的背景や、最近の酒類業者の経営実態を考慮され、恒久的な規定としていただくよう強く要望いたします。

なお、上記④のビールに係る酒税の税率の特例は、令和3年3月末で適用期限を迎えますので、少なくとも現行制度の継続を強く要望いたします。

第3 独立行政法人酒類総合研究所の機能の維持・強化について

酒類総合研究所は、平成25年12月24日の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で中期目標管理型とされ、また、新たに日本産酒類の輸出促進にも取り組むこととされました。第4期中期目標期間（H28.4～H33.3）においては、酒類に関するナショナルセンターとしての取組みを強化することとされています。

酒類総合研究所は酒類の高度な分析・鑑定及び研究などのほか酒類製造業者及び酒類流通業者に対する指導・講習等や内外の酒類業についての情報の収集・提供を行っており、更に近年は日本産酒類の輸出促進にも取り組むなど、酒類業界の健全な発達に寄与するところ真に大なる組織であります。

中小零細企業の多い酒類業界では、自社での後継者や従業員の育成も困難な状況であり、酒類総合研究所の力強い支援により経営の安定を図ることができます。また、アルコールの有用性・機能性に関する産学官連携の共同取組みにより、クールジャパンを担う重要な国産酒類産業の強靱化、及び酒類業界の需要振興に繋げることもできます。

かかる実態をご考慮いただき、引き続き、その機能が維持・強化される方向でご検討いただきますよう要望いたします。

第4 制度の簡素合理化等について

酒税制度の簡素合理化につきましては、予てから強く要望してきているところでありますが、平成29年度の酒税法改正の際その一部が実現したものの、まだ、多くの申告、届出、承認、許可等の義務規定が残されております。

今日、酒税が移出課税でかつ申告納税制度であること、また、流通の合理化や事務処理の迅速化を考えると、酒税法には存続させる必要性のない規定も多くあると考えます。

引き続き、酒類業者の実態把握に努め、抜本的な見直しを行っていただきますよう要望いたします。

なお、国税庁が普及に努めているe-Taxに関しては、これまでも多くの改善がなされていますが、酒税の申告書などについては、「集計機能やチェック機能がない」など、ICT化の進展した今日では非常に使い勝手が悪いものとなっているので、利便性の向上を図るための改善を強くお願いします。

第5 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について

酒類市場は需要が低迷し、価格競争が激化しております。このため経営悪化による酒類販売代金の貸倒れの発生が高水準となっており、今後更なる増加が懸念されます。

現行の制度では、酒類販売代金が回収不能となっても、その代金に含まれる酒税についての還付規定がないため、販売した酒類業者が高額な酒税を負担せざるを得ず、中小零細業者にとっては大きな痛手となります。

酒税は間接税で酒類業者が実質的に負担すべきものではなく、倒産等のために代金回収できない酒類に係る酒税を酒類業者が負担している実態は極めて不合理なものとなっております。

更に、わが国の間接税の中で、消費税、石油ガス税、軽油引取税には貸倒れに係る税の還付制度が設けられていますが、同じ間接税でありながら酒税にこの制度が設けられていないのは極めて不公平です。

つきましては、酒類業者に新たな負担を強いることのない形で貸倒れに係る酒税の還付制度の創設をお願いいたします。

第6 酒類業の健全な発達のための措置について

現行の酒類関係法体系は、主として、酒税法、酒類業組合法の二法により成り立っていますが、昭和28年にこれら二法が制定されて以降、経済・社会情勢は大きく変化したにもかかわらず、今日まで抜本的見直しは行われておりません。

酒類は高額な税負担をしている重要な物資であるとともに、致酔性飲料であること、また、酒類業には中小企業が多いこと等に鑑み、財務省設置法において「酒類業の健全な発達」が国税庁の任務の一つとして明記されたことは大変意義深いものと考えます。

つきましては、現行法体系について、免許制度を堅持しつつ、国民の健康に関する「アルコール健康障害対策基本法」の制定やWHOの動向等、時代の要請を踏まえ、酒類業の健全な発達により資するべく、酒類事業法(仮称)の制定を含めてご検討いただきますよう要望いたします。

○ 執行面での要望

第1 公正な取引市場の確保について

酒類は、国の重要な財政物資であり、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る必要があります。また、酒類は、アルコール飲料として致酔性・依存性を有し社会的に配慮を要するものであります。

平成28年5月31日に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、「酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる」とされているところであります。

このような中、平成28年5月に議員立法により「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、本改正法に基づき、平成29年3月31日に「酒類に関する公正な取引に関する基準」等が策定され、平成29年6月1日から施行されたところであります。

各酒類業団体においては、同基準のみならず「指針」等を遵守し、酒類の公正な取引の確保に向けて指導・啓発に積極的に取り組んで参りましたが、当局におかれても酒類業界の実態を踏まえながら、取引の一層の透明性、合理性を維持し、公正な市場を確保するため、業態や地域にも着目した適切な指導・調査の実施を要望いたします。

第2 時代の要請を踏まえた酒類販売業免許制度の構築と運用について

酒類販売業免許制度は、酒類製造免許制度と共に酒税制度の根幹をなすものであり、また、先進諸外国においても、酒類の製造と販売については、社会的管理の必要性の観点から、わが国より厳しい規制がしかれております。

近年、わが国においては、政府の規制緩和政策との関係から、酒類小売業免許、酒類卸売業免許について緩和等が行われておりますが、酒類販売業免許制度は、酒税の保全の観点からはもとより、酒類の社会的管理の面、WHOの勧告の社会的要請の観点にも鑑みた酒類業の健全な発達のため、国際的整合性のある制度構築と、適切な運用を要望いたします。